



調達号外第623号

令和3年3月2日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

資格

- 令和3年度における広島市及び広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札参加者の資格……………1
- 令和3年度における広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る競争入札参加者の資格……………4

資格

競争入札参加者の資格に関する公告

令和3年3月2日

令和3年度において、広島市及び広島市水道局が発注する別表の発注工事分類表に掲げる建設工事（以下「工種」という。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等は、次のとおりです。

広島市長 松井 一 實
広島市水道事業管理者 友 広 整 二

1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行する

ことを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受けている者であること。

(4) 競争入札に参加しようとする工種に対応する建設業に関し、競争入札参加資格の審査の申請（以下「資格審査申請」という。）を行う日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の2第1項の規定による審査をいう。以下同じ。）（経営事項審査申請日の直前の事業年度の終了日を審査基準日とするものに限る。）を受け、かつ、当該経営事項審査（資格審査申請を行う日の1年7か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を2回以上受けている場合にあっては、資格審査申請を行う日の直近において受けた経営事項審査）に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に年間平均完成工事高及び総合評定値の記載がある者であること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を受けている者にあっては、次のアからエまでに掲げる日を審査基準日とする経営事項審査に限る。

ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者にあっては、更生手続開始の決定の日以後の事業年度の終了日

イ 会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた者にあっては、更生計画認可の決定の日以後の事業年度の終了日

ウ 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあっては、再生手続開始の決定の日以後の日

エ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者にあっては、再生計画認可の決定の日の直前の事業年度の終了日又は再生計画認可の決定の日以後の日

(5) 広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行。以下「要綱」という。）第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）又は同条第2項若しくは第3項若しくは第11条の3第1項（いずれも要綱第11条第1項（第3号から第5号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）

により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができる資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

- (6) 要綱第 1 1 条の 4 第 1 項又は第 2 項（いずれも要綱第 1 1 条第 1 項（第 3 号から第 5 号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加できないとされた者にあつては、当該競争入札に参加できないとされている期間を経過していること。

- (7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

- (8) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）若しくは厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）の適用事業所又は雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の適用事業の事業主にあつては、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法の規定による届出をしていること。

- (9) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成 1 6 年 1 2 月 1 日施行）第 4 条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

資格審査の申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から「業者登録受付システム」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類（各 1 部）を持参し提出すること。

(2) 申請期間、入力時間及び提出時間

ア 申請期間 公告の日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで随時受け付ける。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 4 9 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。

イ 入力時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

ウ 提出時間 午後 1 時から午後 5 時まで

なお、随時審査であるため、入札に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎 1 5 階）

(4) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書類の金額表示は、出納官吏事務規程（昭和 2 2 年大蔵省令第 9 5 号）第 1 6 条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

ウ 申請書類に記名押印の必要がある場合においては、外国人にあつては署名をもってこれに代えることができる。

(5) 随時の審査を行う場合

申請書を提出後、資格の認定までに、会社更生法に基づく更生手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合、民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場合又は建設業法第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 8 5 号）附則 4 又は附則 6 の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する者となった場合は、要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、随時の審査を行う。

3 資格審査及び結果の通知

前記 1 に掲げる資格要件に適合しているかどうかについて、前記 2 の申請手続により提出された書類により審査する。

この結果は、申請者が届け出た電子メールアドレスを宛先とする電子メールの送信により通知する。

また、前記 1 に掲げる資格要件に適合すると認められる者で、かつ、等級による格付を行う工種（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事）の資格審査を申請している者については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるものを合計した総合数値に基づき当該工種ごとに等級を付与する。

(1) 経営事項審査評価事項

経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中の申請している工種に対応する総合評定値（P）

(2) 広島市評価事項

ア 本市が発注した建設工事の前 2 か年の完成工事平均成績

イ 本市の指名停止等の状況

ウ 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における学習単位数（土木施工管理 C P D S 学習単位数）又は建築 C P D 運営会議の建築 C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度における認定時間数（広島市内の建設業法上の主たる営業所又はそれ以外の営業所、事業所等に所属する有資格技術者に係るものに限る。）

エ まちの美化活動の取組状況

オ 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況

カ 子育て支援の取組状況

キ 女性活躍推進の取組状況

ク 男女共同参画の取組状況

ケ 若者の就業支援の取組状況

コ 青少年の雇用の促進等の取組状況

サ 「女性と若者が輝く企業」の認定状況

シ 失業者に関する雇用の取組状況

ス 障害者に関する雇用の取組状況

セ 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組状況

ソ 災害時の地域貢献の状況

タ 消防団協力事業所の支援の状況

チ エコアクション 2 1 又は I S O 1 4 0 0 5 の認証・登録の状況

ツ 建設業労働災害防止協会への加入状況

4 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

広島市長又は広島市水道事業管理者が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から次の定期の資格審査申請の受付に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までとする。ただし、

その効力は、有効期間開始日以後最初に到来する要綱第4条第1項の規定による定期の資格審査申請の受付又は同条第2項本文の規定による3か月ごとの資格審査申請の受付に係る有効期間開始日の前日までの間は、特定調達契約の競争入札以外の競争入札には、及ばない。

(2) 更新手続

前記(1)の有効期間の更新を希望する者は、次の定期の資格審査申請の受付に係る公告に基づき申請を行うこと。

別記

建設工事競争入札参加資格審査申請書類一覧表

- 入札参加資格審査申請書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。）
- 使用印鑑届（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）
- 委任関係がある場合にあっては、委任状（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）
- 新規申請、振替口座の変更等の場合にあっては、口座振替依頼書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）
- 法人にあっては法人登記の履歴事項全部証明書、個人にあっては身分証明書及び誓約書（いずれも証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 印鑑登録証明書（原本に限る。）（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
 なお、広島市税の納税証明書について、「新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予されたものを除く。」と記載された滞納の税額がない旨の証明書については、有効。
 また、消費税及び地方消費税については、新型コロナウイルス感染症の影響により納付の猶予の特例が認められた場合に限り、「申立書」の提出に代えることが可能。
- 本市の区域内に事業所等がなく、広島市への納税義務がない場合にあっては、申立書（前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）
- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（資格審査申請を行う日において経営事項審査の審査基準日から1年7か月を経過していないもの）
- 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることが確認できる次のいずれかの書類
 - 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」において発行される、建設業許可を表示したPDFファイルを印刷したもの（記載の発行日が前記2(1)の「業者登録受付システム」において入力内容を送信した日以降のもの）
 - 建設業許可証明書、建設業許可確認書若しくは建設業許可通知書（証明年月日又は通知年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの）
- 営業所一覧表
- 本市の区域内に所在する営業所等の長が入札契約権限を有する場合にあっては、営業所等調書兼実態調査同意書
- 定形郵便物（25g以内）における郵便料金相当額の普通切手

（建設工事に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパワード再発行希望者に限る。）

- 管工事に係る申請者で浄化槽工事の施工を希望する者にあつては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条第3項の規定に基づく特例浄化槽工事業者の届出受理通知書の写し
- 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における学習単位数（土木施工管理CPDS学習単位数）又は建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における認定時間数を証する書面の写し（本市の区域内に所在する建設業法上の主たる営業所又はそれ以外の営業所、事業所等に所属する有資格技術者に係るものに限る。）（該当者のみ）
- まちの美化活動の取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 子育て支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 女性活躍推進の取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 男女共同参画の取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 若者の就業支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 青少年の雇用の促進等の取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 「女性と若者が輝く企業」の認定証の写し（該当者のみ）
- 失業者に関する雇用の取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用状況調査書（該当者のみ）
- 刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）
- 広島市災害協力事業者登録申込書の写し又は広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明の写し（該当者のみ）
- 消防団協力事業所に係る表示証交付認定書の写し（該当者のみ）
- エコアクション21の認証・登録証の写し又はISO14005の合格証等の写し（該当者のみ）
- 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し（該当者のみ）

別表

広島市発注工事分類表

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類
土木工事業	土木一式工事
建築工事業	建築一式工事
大工工事業	大工工事
左官工事業	左官工事
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事
石工事業	石工事
屋根工事業	屋根工事
電気工事業	電気工事
管工事業	管工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事業	鋼構造物工事
鉄筋工事業	鉄筋工事
舗装工事業	舗装工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事

板 金 工 事 業	板 金 工 事
ガ ラ ス 工 事 業	ガ ラ ス 工 事
塗 装 工 事 業	塗 装 工 事
防 水 工 事 業	防 水 工 事
内 装 仕 上 工 事 業	内 装 仕 上 工 事
機 械 器 具 設 置 工 事 業	機 械 器 具 設 置 工 事
熱 絶 縁 工 事 業	熱 絶 縁 工 事
電 気 通 信 工 事 業	電 気 通 信 工 事
造 園 工 事 業	造 園 工 事
さ く 井 工 事 業	さ く 井 工 事
建 具 工 事 業	建 具 工 事
水 道 施 設 工 事 業	水 道 施 設 工 事
消 防 施 設 工 事 業	消 防 施 設 工 事
清 掃 施 設 工 事 業	清 掃 施 設 工 事
解 体 工 事 業	解 体 工 事

競争入札参加者の資格に関する公告

令和 3 年 3 月 2 日

令和 3 年度において、広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等は、次のとおりです。

広 島 市 長 松 井 一 實
広島市水道事業管理者 友 広 整 二

1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後 3 年（広島市長又は広島市水道事業管理者が 3 年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 2 第 1

項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

ア 測量業務について申請しようとする者は、測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 5 5 条第 1 項の規定による登録を受けている者であること。

イ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般について申請しようとする者は、建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定による登録を受けているものであること。

(4) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成 1 8 年 6 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 1 1 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）又は同条第 2 項若しくは第 3 項若しくは第 1 1 条の 2 第 1 項（いずれも要綱第 1 1 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができる資格その他これに類する資格を取り消された者にあっては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

(5) 要綱第 1 1 条の 3 第 1 項又は第 2 項（それぞれ要綱第 1 1 条第 1 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあっては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

(6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(7) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成 1 6 年 1 2 月 1 日施行）第 4 条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

資格審査の申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から「業者登録受付システム」にアクセスし、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類（各 1 部）を持参し提出すること。

(2) 申請期間、入力時間及び提出時間

ア 申請期間 公告の日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで随時受け付ける。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市

条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。

イ 入力時間 午前8時30分から午後5時15分まで(同入力時間内に入力・送信を完了させること。)

ウ 提出時間 午後1時から午後5時まで

なお、随時審査であるため、入札に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部工事契約課(本庁舎15階)

(4) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載されているものは、日本語による翻訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書類の金額表示は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

ウ 申請書類に記名押印の必要がある場合においては、外国人にあっては、署名をもってこれに代えることができる。

(5) 随時の審査を行う場合

申請書を提出後、資格の認定までに、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場合は、要綱第5条第2項の規定に基づき、随時の審査を行う。

3 資格審査及び結果の通知

前記1に掲げる資格要件に適合しているかどうかについて、前記2の申請手続により提出された書類により審査する。

この結果は、申請者が届け出た電子メールアドレスを宛先とする電子メールの送信により通知する。

4 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

広島市長又は広島市水道事業管理者が定める日(以下「有効期間開始日」という。)から次の定期の競争入札参加資格の審査の申請(以下「資格審査申請」という。)の受付に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までとする。ただし、その効力は、有効期間開始日以後最初に到来する要綱第5条第1項の規定による定期の資格審査申請の受付又は同条第2項本文の規定による3か月ごとの資格審査申請の受付に係る有効期間開始日の前日までの間は、特定調達契約の競争入札以外の競争入札には、及ばない。

(2) 更新手続

前記(1)の有効期間の更新を希望する者は、次の定期の資格審査申請の受付に係る公告に基づき申請を行うこと。

別記

建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書類一覧

1 入札参加資格審査申請書(前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。)

2 使用印鑑届(前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの)

3 委任関係がある場合にあっては、委任状(前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの)

4 新規申請、振替口座の変更等の場合にあっては、口座振替依頼書(前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの)

5 法人にあっては法人登記の履歴事項全部証明書、個人にあっては身分証明書及び誓約書(いずれも証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの)

6 印鑑登録証明書(原本に限る。)(証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの)

7 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの)

なお、広島市税の納税証明書について、「新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予されたものを除く。」と記載された滞納の税額がない旨の証明書については、有効。

また、消費税及び地方消費税については、新型コロナウイルス感染症の影響により納付の猶予の特例が認められた場合に限り、「申立書」の提出に代えることが可能。

8 本市の区域内に事業所等がなく、広島市への納税義務がない場合にあっては、申立書(前記2(1)の「業者登録受付システム」により印刷するもの)

9 技術者経歴書

10 営業に関し法律上必要とする登録の証明書等(証明年月日が資格審査申請を行う日の3か月前の日以降のもの)

11 法人にあっては資格審査申請を行う日の直前の事業年度終了の日の直前1年の事業年度の財務諸表、個人にあっては前年の青色申告書の貸借対照表及び損益計算書

12 本市の区域内に所在する営業所等の長が入札権限を有する場合にあっては、営業所等調査兼実態調査同意書

13 定形郵便物(25g以内)における郵便料金相当額の普通切手(建設コンサルタント業務等に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。)